

寄附を行った場合の特典

① 税制上の優遇措置

熊本市市民公益活動支援基金にいただいた寄附は、地方公共団体に対する寄附として「ふるさと納税」扱いとなり、税制上の優遇措置を受けることができます。

(個人の場合) 所得税及び個人住民税、または相続税

(法人の場合) 法人税

※ 詳しい内容は、お住まいの住民税担当部署または税務署へお問合せください。

② 会員証の交付

いただいた寄附額に応じて、熊本市の観光文化施設の入場料が1年間免除される会員証を交付いたします。

(対象施設)

5千円以上：熊本城公園、旧細川刑部邸、熊本市動植物園（3施設）

1万円以上：熊本城公園、旧細川刑部邸、熊本市動植物園、立田自然公園、北岡自然公園、横井小楠記念館、夏目漱石坪井旧居、小泉八雲熊本旧居 他（14施設）

③ 感謝状の贈呈

1年間の寄附額合計が10万円以上の場合、熊本市長より感謝状を贈呈させていただきます。

④ ホームページ・情報誌でのご紹介

熊本市市民公益活動支援基金ホームページやあいぽーと情報誌等にて、寄附された方のお名前と寄附金額をご紹介させていただきます。(希望される方のみ)

ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用されます！

寄附をした方が申請書を提出することで、確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられる制度です。以下の要件を全て満たす方が対象となります。

- (1) ふるさと納税による寄附金控除以外の目的で確定申告や個人住民税の申告をしない方
- (2) 1年間(1月～12月)にふるさと納税を行う寄附先の自治体数が5自治体以下



お 問 合 せ

【寄附のお申し出】

熊本市地域活動推進課 TEL 096-328-2036 FAX 096-351-2030
〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1 12 階

【助成制度・その他】

熊本市市民活動支援センター・あいぽーと TEL 096-366-0168 FAX 096-366-8830
〒862-0971 熊本市中央区大江 5 丁目 1-1 ウェルパルクまもと 1 階

その他、詳しい制度内容については、ホームページをご覧ください。

https://www.kumamoto-airport.com/kumamoto_wakuwaku/

熊本市市民公益活動支援基金 で 検 索

熊本市市民公益活動支援基金



「熊本市市民公益活動支援基金」とは、
活動する市民(市民活動団体)と応援する市民(寄附者)を
つなぐ制度です。

NPOやボランティア団体などの皆様が「公共の利益」や「社会貢献」を
目的として行う活動を、市民や事業者の皆様の寄附金により支援します。

市民公益活動ってなに？

市民公益活動とは、以下の要件を満たしている活動のことです。

- 1 市民が自らの自由な意志に基づいて行う自主的・自発的な活動であること。
- 2 いつでも誰でも自由に参加できる、開かれた活動であること。
- 3 営利を目的としない活動であること。
- 4 公益性のある活動であること。
- 5 宗教・政治活動を目的としない活動であること。

【活動例】

保健・医療・福祉

- 病院や老人ホームで過ごす高齢者の方の話し相手となる活動
- 障がいを持つ人やその家族が集まり情報を交換する活動 等

環境保全

- 廃油を使ったエコせっけんなど、環境にやさしいものづくりを広める活動
- 環境保全を目的とした植林活動
- 公園の清掃、道路の清掃 等

文化・芸術・スポーツ・国際協力

- スポーツ大会や教室を開催して、市民同士の交流を図る活動
- 囲碁やかた、茶道などの伝統文化の振興を図る活動 等

生涯学習・子どもの健全育成

- 子育てに悩むお母さんを支援する活動
- 気軽に参加できるフラワーアートや絵画教室などを通じて生きがいを高める活動 等

まちづくり・地域安全

- 子どもの通学路などにおける街頭監視
- 地域の災害避難マップの作成
- 祭りやフリーマーケットなどのイベントを通じ、地域の活性化を図る活動 等

その他、様々な活動があります。



寄附の方法

1 一般的な寄附

窓口で直接寄附する方法と、納付書でお振込みいただく方法のいずれかをお選びいただけます。
ご希望の方は、地域活動推進課へ「寄附取扱申出書」をご提出ください。(申出書は基金HPでもダウンロードいただけます。郵送・メール・FAXでお申出の場合は、払込納付書をご郵送させていただきます。)

ふるさと納税専用サイト「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」からも寄附できます。

2 寄附金付自動販売機を設置する

すでに設置された(または新たに設置する)自動販売機を「寄附金付自動販売機」として設置し、売上金の一部をご寄附いただくことができます。詳しくは、地域活動推進課へお問合せください。

3 募金箱に寄附する

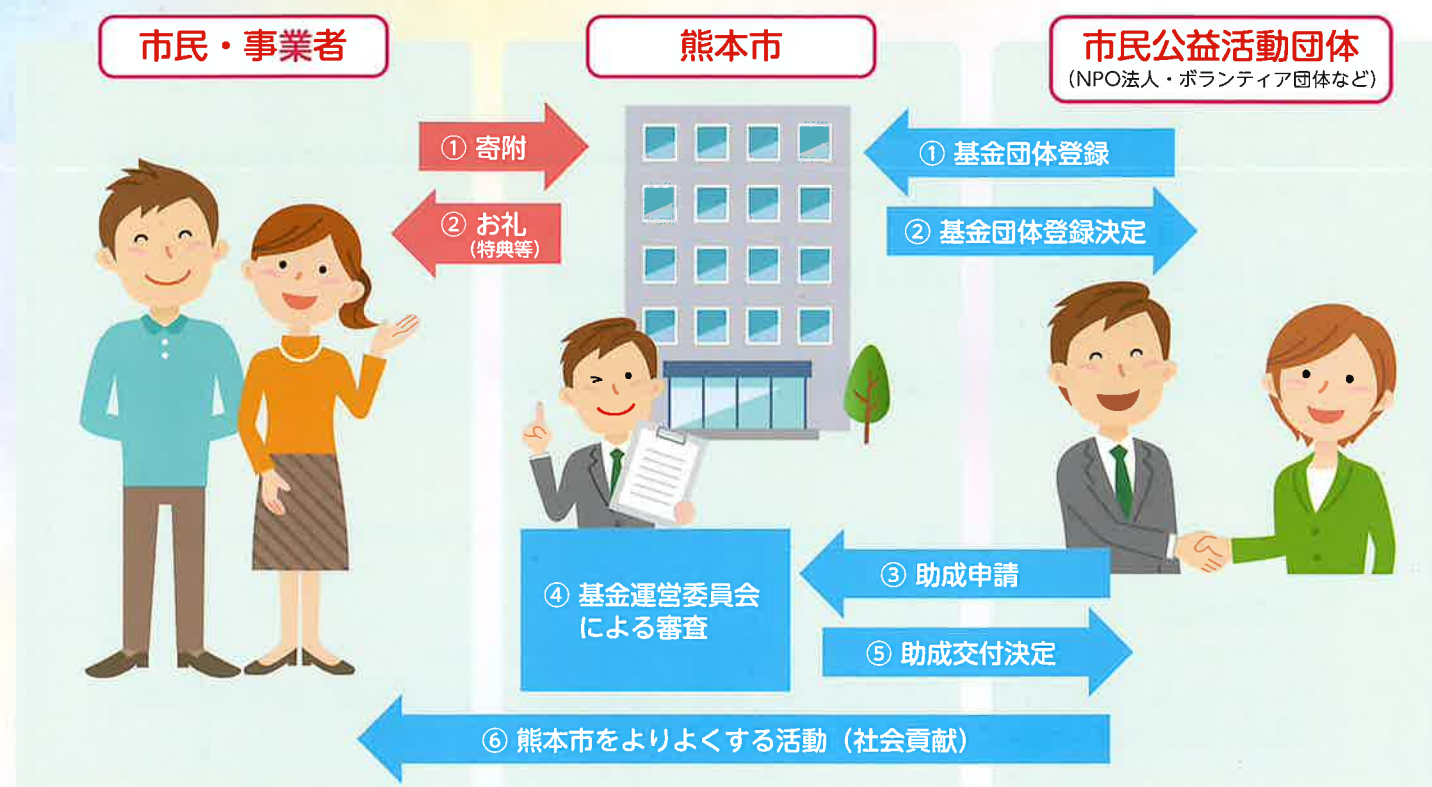
熊本市役所の1階ロビーとあいぽーとに募金箱を設置しています。

【冠寄附のご案内】

100万円以上の寄附をいただいた場合、寄附者の希望する名称(□□ファンド等)を設定して助成するとともに、ホームページや広報物でPRを行うことができます。

寄附をいただいた場合の特典については、裏面をご覧ください。

熊本市市民公益活動支援基金のしくみ



熊本市市民公益活動支援基金は、市民や事業者の皆様からいただいたご寄附を元に、NPO法人やボランティア団体などの市民公益活動団体が行う事業に対して助成を行います。

熊本市市民公益活動支援基金に寄附する

『熊本市をよりよくしたい想い』を寄附というカタチにかえる。

市民公益活動を行う

寄附による助成を受けて『熊本市をよりよくする活動』を行い、社会に貢献する。



助成について

市民公益活動団体への助成は、基金運営委員会で審査して決定します。
また、助成団体の運営に関する相談やホームページ等による紹介などのサポートも行います。

● 対象となる事業

熊本市内で行われる様々な市民公益活動

● 対象となる団体

熊本市内に事務所または活動拠点がある次の団体
…NPO法人、ボランティア団体等の任意団体、自治会・校区自治協議会等の地域団体、
その他上記団体で構成された複合団体

● 申請時期

毎年11月～12月頃:翌年度事業の助成申請を受付

翌年 4月頃:助成交付の決定

随時受付中 基金団体登録(助成申請を行うには、事前に基金団体登録を行う必要があります。)

